

指名停止等一覧表

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
株式会社銭高組	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	令和4年6月18日 ～ 令和4年8月17日(2か月)	別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社銭高組の元支店長は、近畿中部防衛局発注の岐阜(2)評価施設新設建築その他工事において、近畿中部防衛局職員(当時)から入札情報を得て不正に落札したとして、令和4年5月31日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で起訴されたため。
株式会社八州	東京都江東区木場5-8-40	令和4年9月22日 ～ 令和4年12月21日(3か月)	別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)	株式会社八州は、令和4年9月13日に実施した近畿中国森林管理局発注の「PCB含有塗膜調査業務(林道橋)Ⅲ」の一般競争入札において開札の結果、1番札での入札であったが、調査基準価格を下回ったため、品質証明書等の提出を求めたところ、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に定める担当技術者の配置ができないことを理由に入札を辞退したため。

注：該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記載する。